

「未公開株等詐欺未然防止キャンペーン」の推進について（今後の予定）

平成 24 年 7 月 17 日
日本証券業協会

平成 24 年 2 月 14 日開催の証券戦略会議及び自主規制会議において了承された「未公開株等詐欺の未然防止のための行動計画」に基づき、未公開株・社債等をかたった詐欺の未然防止、撲滅を図るため、今般、「未公開株等詐欺未然防止キャンペーン」を実施する。
本キャンペーンは、本年 9 月を強化月間として、協会の強力なバックアップ、警察当局、財務局その他関係機関の協力を得て、下記の事項を実施する。

記

1. 協会、警察当局、財務局その他関係機関と連携して実施する事項

実施項目	実施・ご協力いただく内容	配布・実施時期					
		6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月～
(1) 未公開株等詐欺撲滅週間 (街頭注意喚起活動)	・ 9 月 24 日から 27 日を「未公開株等詐欺撲滅週間」とし、街頭注意喚起活動を行う。 ・ 各都道府県警察、財務局等と連携し、各都道府県の主要都市の街頭において、PR 用ポケットティッシュやリーフレットを配布する注意喚起活動を実施する。				活動期間 うち 9/24～27 撲滅週間		
(2) リーフレット（「いま詐欺は、オレオレだけじゃない」）の配布（100 万部）	・ 本協会が作成するリーフレットを希望する協会員に送付し、協会員の営業店舗等において顧客にリーフレットを配布していただく。 ・ 会員 274 社中 162 社協力、特別会員 217 社中 115 社協力	6/19 協会員通知	7/17 協会員通知（発送）				
(3) ポスターの掲示	本協会が作成するポスターを希望する協会員に送付し、協会員の営業店舗等において掲示していただく。			8/1 協会員通知	8/1 発送予定		
(4) DVD の活用	本協会が作成する DVD を希望する協会員に送付し、協会員が開催するセミナー等において活用していただく。			8/1 協会員通知	8/1 発送予定		
(5) ホームページリンク設定	協会員のホームページにおいて本協会ウェブサイト上の未公開株等詐欺関連ページへリンク設定していただく（リンク用バナーを配布）。			8/1 協会員通知 （バナー配布）			
(6) メールマガジン等への注意喚起文書の掲載	未公開株等詐欺に関する注意喚起文書を協会員のメールマガジン等に掲載していただく（ひな形文書を通知）。			8/1 協会員通知 （ひな形配布）			

（注）上記（2）～（6）は、特別会員にも協力依頼を行う。

2. 本協会事務局が実施する事項

実施項目	実施内容	実施時期					
		6月	7月	8月	9月	10月	11月～
(1) メディアに対するプロモート活動	メディアに対してキャンペーンのプロモート活動を集中的に行う。						
(2) P R イベント	都内でP R イベントを実施する。				9/25 開催予定 		
(3) 新聞広告	全国紙朝刊3紙、ブロック紙・地方紙朝刊7紙に広告掲載					9/24 掲載予定	
(4) 保険薬局における展開	保険薬局（全国約450店舗）のテレビモニタにて20分に1回、注意喚起動画（ダイジェスト版）を放映、リーフレットの備置き。						
(5) 各都道府県警察等におけるリーフレット等の活用依頼	各都道府県警察及び消費生活センター等に本協会が作成するリーフレットの配布、ポスターの掲示、DVDの活用を依頼する。			リーフレット利用可能  ポスター利用可能  動画利用可能 			
(6) 10月4日「投資の日」セミナー会場等においてリーフレットの配布等	10月4日「投資の日」セミナー会場等において、リーフレットの配布、ポスターの掲示、DVDの上映を行う。						
(7) 「未公開株通報専用コールセンター」の態勢強化	キャンペーンの実施に伴い、「未公開株通報専用コールセンター」の態勢を強化する。						

3. その他

実施項目	実施内容	実施時期					
		6月	7月	8月	9月	10月	11月～
効果測定	インターネットを使ったキャンペーンの効果測定を行う。						

以 上

いま詐欺は、
オレオレだけ
じゃない。
じやない。

未公開株・社債などをかたった

「必ずもうかる」詐欺が、

あなたの大切な年金や退職金を狙っています。

少しでも不審に思ったなら、

未公開株通報専用コールセンターにご相談ください。

必ず上場して必ずもうかる
未公開株があるんですがね…

不審に思ったら
まずここに電話！

未公開株通報専用コールセンター
【受付時間】平日9:00~11:30, 12:30~17:00



0120-344-999



日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

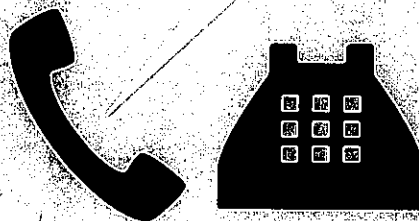
未公開株・社債等をかたった、

「必ずもうかる」詐欺 こんな勧誘にご用心!!

必ずもうかります!
元本も保証します!

高値で買い取ります!

必ず上場します!



あなたにだけに特別に紹介します!

金融庁
(あるいは消費者庁などの行政機関)
からの委託です!

これまでの損を
取り返せます!

このような言葉を信用してお金を振り込んだのに、その後連絡がとれなくなるといった「未公開株」や「社債」などの詐欺被害が拡大しています。少しでも不審に思ったら、お取引のある証券会社にお問い合わせいただくか、下記未公開株通報専用コールセンター等にご相談ください。

※証券取引は正規の証券会社・金融機関でお取引ください。

不審に思ったらまずここに電話!

未公開株通報専用コールセンター
【受付時間】平日9:00~11:30、12:30~17:00

☎0120-344-999

- ◎金融庁(金融サービス利用者相談室)0570-016811 ※IP電話・PHSからは、03-5251-6811
- ◎警察庁(警察総合相談電話番号) #9110(全国共通) ※ダイヤル回線及び一部のIP電話の場合は、都道府県警察の相談窓口へ
- ◎消費生活センター(消費者ホットライン) 0570-064-370 ※IP電話・PHSからは、お住まいの地域の消費生活センターへ

10月4日「投資の日」広報活動の推進について

平成24年7月17日

日本証券業協会

本協会・証券知識普及プロジェクトでは、10月4日を「投資の日」と定め、本年度は、別紙のとおり、全国各地でのセミナーの開催その他記念イベントを実施することとしている。

これら記念イベントの実施に当っては、協会員各社による「投資の日」のPRなど強力なバックアップが不可欠であり、本協会による協会員の広報活動への支援とあいまって、金融証券知識の普及・啓発、投資者のすそ野拡大、証券市場の活性化に向けた積極的な取組みを進める必要がある。本年度、下記の取組みを進める。

記

I. 協会員による「投資の日」のPR等

1. 「金融・証券知識の普及・啓発ポスター」の店頭への掲示

「金融・証券知識の普及・啓発ポスター」を、協会員の本支店等の店頭での掲示をお願いする。

2. 本協会「投資の日」特設サイトへのリンクバナー設定等

(1) 協会員のホームページにおいて、本協会ホームページ「投資の日」特設サイトへリンクするバナーを掲示していただくようお願いする。

(2) メールマガジン等で情報発信をされている協会員においては、「投資の日」をPRいただくとともに、本協会ホームページ「投資の日」特設サイトへの誘引をお願いする。

3. 協会員の本支店における「投資の日」にちなんだセミナーの開催

10月の1か月間に、「投資の日」にちなんだセミナーの開催をお願いする（開催予定のセミナー名に「投資の日」の冠を付けていただく）。

II. 本協会による協会員の広報活動への支援等

1. 「投資の日」セミナー会場での「証券会社・銀行所在地マップ（仮称）」等の配布

「投資の日」セミナー会場（9地区17都市24会場）において、来場者に「証券会社・

銀行所在地マップ（仮称）」等を配布する。

2. 本協会「わたしの街のセミナー・講演会」への会員のセミナー等の掲載

本協会ホームページ「わたしの街のセミナー・講演会」に、会員の実施予定のセミナー・講演会等の開催日、会場、内容等を掲載する。

3. 会員が開催するセミナー等への支援

会員が開催するセミナー等の計画、実施に当たり、テーマ、講師、資料の選定等に必要なアドバイスを行う。

以 上

平成 24 年度「投資の日」記念イベント等の実施概要について

平成 24 年 7 月 17 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会、東京証券取引所グループ、大阪証券取引所、投資信託協会等で推進する証券知識普及プロジェクトでは（事務局 本協会）、中立・公正な立場から一般市民の方への金融・証券知識の普及・啓発及び金融リテラシーの向上を図るため、毎年 10 月 4 日の「投資の日」を中心に全国各地でイベント・セミナーを実施している。

今般、金融・証券教育支援委員会において、平成 24 年度の事業計画及び実施要項にもとづき平成 24 年度「投資の日」記念イベントに係る実施案を取りまとめた。その概要は以下のとおり。

1. 動画配信セミナーの実施（新規）

10 月 4 日の夜に東京国際フォーラムにおいて若年層を中心とした現役世代を対象に、より多くの人の金融リテラシーの向上を図るため、セミナー内容をライブ配信する。

2. 金融・経済探訪 「OEDO バスツアー（仮）」の実施（見直し）

一昨年、昨年実施した、兜町、日本橋周辺の金融関係施設や史跡を巡る「お江戸 日本橋 証券・金融の街ウォーキング」を実施したが、3 年目を迎えることを踏まえ、24 年度は新たな趣向により、より広い地域を紹介するバスツアーを実施する。日本銀行本店、東京証券取引所など巡り経済や金融を身近に感じてもらう。

3. 証券投資の基礎知識に関するラジオ番組の放送等（継続・拡大）

平成 24 年度もセミナー等への参加率が比較的低い若年層を主な対象とするほか、セミナーに参加できない方や開催地に居住されていない方などのために、特に投資未経験者への周知に有効なラジオ放送を利用して証券投資の基礎知識に関する番組を放送する。今年は昨年の TBS ラジオ系列 33 局に加え TFM 系列 38 局でも放送を行い、日本全国、若年層から高齢者までをカバーする。さらに、ラジオ放送と連動して金融リテラシーを習得することの重要性を、広く国民に訴求するメッセージを発信するラジオ CM を行う。

4. 日本経済新聞への特集広告の掲載及びポスターの制作・掲示（継続）

10 月 4 日の「投資の日」を広く国民に PR することにより投資に関する知識・情報の習得意欲への動機付けや関心を誘う観点から、平成 24 年度も日本経済新聞に特集広告を掲載する。特集広告には一般市民が日頃感じている投資に関する 104 疑問を掲載するとともに、その回答を本協会ホームページに掲載し、Web への誘導も図る。

また、証券知識の普及・啓発に係るポスターを作成し協会の店頭等での掲示を依頼する。

5. セミナーの開催（継続）

平成24年度もシンボリックな「投資の日」記念イベントとして東京国際フォーラムにおいてセミナーを開催するほか、若年層を中心とした現役世代を対象に各地域においても記念イベントと連動したセミナー等を開催する。

6. 効果測定の実施（継続）

事業の実施に当たっては、参加人数、アンケート調査、刊行物等配布数、ホームページへのアクセス数の数量的な計測を行うとともに、事後行動調査や知識度テスト等の新たな方法について検討を行い、適宜適切に実施する。

以 上

平成 24 年度「投資の日」各地区イベント・セミナー 講演テーマ・講師（予定）

地 区	日 程	会 場	内 容
東 京	10/4(木)	東京国際フォーラム ホール B7 千代田区丸の内 3-5-1 (収容人員 1,100 名)	<13:30~13:45> 挨拶／日本証券業協会 会長 前 哲夫 挨拶／金融庁
			【基調講演】 <13:45~14:45> 講演／「世界の金融・経済の見通しについて ～日本経済復活への道しるべ～」(仮) 講師／武藤 敏郎 氏 (㈱大和総研 理事長)
			<14:45~14:50> ご案内／「未公開株等の勧誘に関する注意喚起」
			<15:05~16:05> 対 談／「これからの資産運用に必要なこと」(仮) 講師／未定
	10/4(木)	東京国際フォーラム ホール B7 千代田区丸の内 3-5-1 (収容人員 600 名)	【若年層向けセミナー】 <19:00~19:40> 講演／「現在の経済状況や将来設計について」(仮) 講師／未定 <20:00~21:00> 対 談／「じぶんの未来は、じぶんで作る」(仮) 講師／未定 (ファイナンシャルプランナー等を予定) ※セミナーの様子をインターネットでライブ配信を予定
大 阪	10/4~14 開催	日本橋界隈の金融スポット等 (募集定員 各グループ 45 名 計 360 名) 東京証券取引所、日本銀行、貨幣博 物館等予定	経済・文化探訪～OEDOバスツアー (仮)～ <平日コース 10/4(木)、10/5(金)> 1 日×2 グループ <休日コース 10/13(土)、10/14(日)> 1 日×2 グループ
	9/30(日)	イオンモール橿原イオンホール 奈良県橿原市曲川町 7-20-1 (収容人員 200 名)	<13:30~14:30> 講演／「目からウロコのパーソナル・ファイナンス」 講師／山田 真哉 氏 (公認会計士)
			<14:30~14:35> ご案内／「未公開株等の勧誘に関する注意喚起」
			<14:45~15:45> クロストーク／「イチから学ぶ証券投資」 講師／山田 真哉 氏 (公認会計士) 佐藤 まり江 氏 (キャスター)
	10/13(土)	堺市民会館 大集会室 大阪府堺市堺区翁橋町 2-1-1 (収容人員 250 名)	<13:30~14:30> 講演／「目からウロコのパーソナル・ファイナンス」 講師／山田 真哉 氏 (公認会計士)
			<14:30~14:35> ご案内／「未公開株等の勧誘に関する注意喚起」
			<14:45~15:45> クロストーク／「イチから学ぶ証券投資」 講師／山田 真哉 氏 (公認会計士) 佐藤 まり江 氏 (キャスター)
	10/20(土)	尼崎市女性センタートレピエホール 兵庫県尼崎市南武庫之荘 3-36-1 (収容人員 250 名)	<13:30~14:30> 講演／「目からウロコのパーソナル・ファイナンス」 講師／山田 真哉 氏 (公認会計士) <14:30~14:35> ご案内／「未公開株等の勧誘に関する注意喚起」 <14:45~15:45> クロストーク／「イチから学ぶ証券投資」 講師／山田 真哉 氏 (公認会計士) 佐藤 まり江 氏 (キャスター)

地 区	日 程	会 場	内 容
名古屋	9/29(土)	ふれあい福寿会館 大会議室 岐阜市藪田南5-14-53 (収容人員 100名)	マネーセンスを磨く経済塾 <13:00~13:10> 挨拶/主催者挨拶
			<13:10~14:25> 講演/「身近に感じる経済ニュースの見方 ～経済ニュースがわかれば世界が広がる～」 講師/内田 俊宏 氏 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 エコノミスト)
			<14:35~15:50> 講演/「今学べば未来が変わる！ ～夢を叶えるためのマネー・スキル～」 講師/NPO法人エイプロシス 証券カウンセラー
			<15:50~16:00> ご案内/「未公開株等の勧誘に関する注意喚起」 日本証券業協会 担当者
	10/6(土)	東建ホール・丸の内 名古屋市中区丸の内2-1-33 (収容人員 300名)	マネーセンスを磨く経済塾 <17:00~17:10> 挨拶/主催者挨拶
			<17:10~18:25> 講演/「身近に感じる経済ニュースの見方 ～今までで一番やさしい経済とお金の話～」 講師/小暮 太一 氏 (ビジネス書家)
			<18:35~19:50> 講演/「今学べば未来が変わる！ ～夢を叶えるためのマネー・スキル～」 講師/NPO法人エイプロシス 証券カウンセラー
			<19:50~20:00> ご案内/「未公開株等の勧誘に関する注意喚起」 日本証券業協会 担当者
	10/27(土)	三重県北勢地域地場産業振興センター 大研修室 四日市市安島1-3-18 (収容人員 100名)	マネーセンスを磨く経済塾 <13:00~13:10> 挨拶/主催者挨拶
			<13:10~14:25> 講演/「身近に感じる経済ニュースの見方 ～経済ニュースがわかれば世界が広がる～」 講師/徳川 家広 氏 (大樹総研(株) 特別研究員)
			<14:35~15:50> 講演/「今学べば未来が変わる！ ～夢を叶えるためのマネー・スキル～」 講師/NPO法人エイプロシス 証券カウンセラー
			<15:50~16:00> ご案内/「未公開株等の勧誘に関する注意喚起」 日本証券業協会 担当者
	11/3(土)	静岡商工会議所会館 5階ホール 静岡市葵区黒金町20-8 (収容人員 100名)	マネーセンスを磨く経済塾 <13:00~13:10> 挨拶/主催者挨拶
			<13:10~14:40> トークショー/「身近に感じる経済ニュースの見方 ～経済ニュースがわかれば世界が広がる～」 講師/海野 俊也 氏 (株)静岡新聞社 編集局経済部長兼論説委員 /NPO法人エイプロシス 証券カウンセラー 聞き手/長谷川 玲子 氏 (SBCラジオパーソナリティー)
			<14:50~15:50> 講演/「今学べば未来が変わる！ ～夢を叶えるためのマネー・スキル～」 講師/NPO法人エイプロシス 証券カウンセラー
			<15:50~16:00> ご案内/「未公開株等の勧誘に関する注意喚起」 日本証券業協会 担当者

地 区	日 程	会 場	内 容
北海道	10/28(日)	札幌パークホテル ホール 札幌市中央区南 1 0 条西 3 丁目 (収容人員 350 名)	【昼の部】 <13:00~13:10> 挨 拶／主催者挨拶 <13:10~14:10> 講 演／「日本経済と私たちの暮らし」 出 演／未定 <14:20~15:30> トークショー／「投資に役立つ！経済ニュースの見方・活用方」 出 演／未定 聞き手／住友 真世 氏（ワールドビジネスサテライト土曜版・キャスター）
	10/28(日)	札幌パークホテル ホール 札幌市中央区南 1 0 条西 3 丁目 (収容人員 350 名)	【夜の部】 <17:30~17:40> 挨 拶／主催者挨拶 <17:30~17:40> 講 演／「夢を叶えるマネープラン」 講 師／未定 <18:50~20:00> トークショー／「私の投資体験～マネーは暮らしの糧～」 出 演／未定
東 北	9/29(土)	いわて県民情報交流センター (アイーナ) 会議室 8 0 3 盛岡市盛岡駅西通 1 - 7 - 1 (収容人員 150 名)	<13:00~13:10> 挨 拶／主催者挨拶 <13:10~14:10> 講 演／「経済入門 ―知っておきたい日本経済の現状―」 講 師／門倉 貴史 氏（BRICs 経済研究所代表） <14:10~14:15> ご案内／「未公開株等の勧誘に関する注意喚起」 <14:30~15:30> 講 演／「ゼロから分かる資産運用のコツ」 講 師／佐藤 まり江 氏（キャスター）
	10/6(土)	いきいきKAN多目的ホール 富山市新富町 1 - 2 - 3 (収容人員 351 名)	<13:30~13:40> 挨 拶／主催者挨拶 <13:40~14:40> 講 演／「自分の人生は自分で作り出すもの」 講 師／北野 琴奈 氏（ファイナンシャル・プランナー） <14:40~14:50> ご案内／「未公開株等の注意喚起」 <15:00~16:00> 講 演／「経済入門 ―知っておきたい日本経済の現状―」 講 師／いちのせ かつみ氏（生活経済ジャーナリスト）
北 陸	10/7(日)	金沢歌劇座 大集会場 金沢市下本多町 6 - 2 7 (収容人員 270 名)	<13:30~13:40> 挨 拶／主催者挨拶 <13:40~14:40> 講 演／「自分の人生は自分で作り出すもの」 講 師／北野 琴奈 氏（ファイナンシャル・プランナー） <14:40~14:50> ご案内／「未公開株等の注意喚起」 <15:00~16:00> 講 演／「経済入門 ―知っておきたい日本経済の現状―」 講 師／門倉 貴史 氏（BRICs 経済研究所代表）
	10/8(月)	福井市民福祉会館 福井市春山 2 - 7 - 1 5 (収容人員 300 名)	<13:30~13:40> 挨 拶／主催者挨拶 <13:40~14:40> 講 演／「自分の人生は自分で作り出すもの」 講 師／北野 琴奈 氏（ファイナンシャル・プランナー） <14:40~14:50> ご案内／「未公開株等の注意喚起」

地 区	日 程	会 場	内 容
北 陸			<15:00～16:00> 講 演／「経済入門 ―知っておきたい日本経済の現状―」 講 師／門倉 貴史 氏 (BRICs 経済研究所代表)
中 国	10/5(木)	RCC文化センター 7階 会議室 広島市中区橋本町5-11 (収容人員 100名)	フレッシュャーズのためのマネー管理・資産運用セミナー <18:10～18:15> 挨 拶／主催者挨拶 <18:15～19:15> 講 演／「マネー・センスの磨き方 ～お金が貯まる体質作りからはじめよう～」 講 師／横山 光昭 氏 ((株)マイエフピー 代表取締役) <19:30～20:45> 講 演／「社会人のための今から考えるライフプランと資産運用」 講 師／木村 佳子 氏 (資産運用アドバイザー)
	10/2、9、16、 23、30	岡山コンベンションセンター 会議室 岡山市北区駅元町14-1 (収容人員 各回80名、合計400名)	いちから学ぶ資産運用入門セミナー ～あなた自身のマネープランの構築から投資まで～(全5回) マネープランが学べるファーストステップセミナー (第1回～2回) 投資の基礎が学べるセカンドステップセミナー (第3回～5回) 【10/2(火)】 <18:30～20:00> 講 演／第1回「マネープランの構築と資産運用～将来に備えて どのくらいお金が必要かご存知ですか？」 講 師／濱田 修爾 氏 (F. I. Tコミュニケーション 代表取締役) 岡田 恵 氏 (F. I. Tコミュニケーション 取締役副社長) 【10/9(火)】 <18:30～20:00> 講 演／第2回「運用方法と金融商品～家計の見直しによる 効果的な積立投資法や運用商品とは？」 講 師／濱田 修爾 氏 (F. I. Tコミュニケーション 代表取締役) 岡田 恵 氏 (F. I. Tコミュニケーション 取締役副社長) 【10/16(火)】 <18:30～20:00> 講 演／第3回「会社の成績表の見方と投資指標 ～会社の中身を見てみよう！」 講 師／濱田 修爾 氏 (F. I. Tコミュニケーション 代表取締役) 岡田 恵 氏 (F. I. Tコミュニケーション 取締役副社長) 【10/23(火)】 <18:30～20:00> 講 演／第4回「自分に合った投資方法 ～投資のスタイルを学んでみよう！」 講 師／濱田 修爾 氏 (F. I. Tコミュニケーション 代表取締役) 岡田 恵 氏 (F. I. Tコミュニケーション 取締役副社長) 【10/30(火)】 <18:30～20:00> 講 演／第5回「会社選びと投資家心理 ～投資を身近に感じてみよう！」 講 師／濱田 修爾 氏 (F. I. Tコミュニケーション 代表取締役) 岡田 恵 氏 (F. I. Tコミュニケーション 取締役副社長)
	10/13(土)	かがわ国際会議場 高松市サンポート2-1 (収容人員 180名)	<13:10～14:10> 講 演／「世界経済・日本経済の先行き」 出演者／門倉 貴史 氏 (BRICs 経済研究所代表) <14:20～15:40> 講 演／「投資信託の基礎知識」 講 師／NPO法人エイプロシス 証券カウンセラー
	11/3(土)	市民会館崇城大学ホール 大会議室 (熊本市市民会館) 熊本市中央区手取本町1-1 (収容人員 200名)	<13:30～13:35> 挨 拶／主催者挨拶 <13:35～14:35> パネリストセッション／「マネーセンスを身につける」(仮) 出演者／藤本 一精 氏 (ローカルタレント) 白浜 仁子 氏 (ファイナンシャル・プランナー) RKKアナウンサー (進行役)
四 国			
九 州			

地 区	日 程	会 場	内 容
九 州			<14:35～14:40> ご案内／「未公開株等の注意喚起」
			<14:50～15:50> パネルディスカッション／「資産運用のはじめの一步」(仮) 出演者／藤本 一精 氏 (ローカルタレント) 白浜 仁子 氏 (ファイナンシャル・プランナー) RKKアナウンサー (進行役)

(9地区17都市24会場)

以 上

会員の信頼性向上に向けて取り組むべき諸課題について

平成 24 年 7 月 17 日

自主規制会議

1. 趣旨

最近、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の不備や顧客資産の流用により投資者保護基金の補償が発動されることとなった会員の経営破たんなど、証券投資及び証券業界について国民に不信感を与えかねない事案が見られる。このような状況に鑑み、行動規範委員会は去る 5 月 30 日、本協会として、事案の解明に則してどのような対策がとれるか、自主規制会議等において検討することを期待する旨を決議している。

自主規制会議では、これを受けて、重大な法令違反行為の再発防止をはじめ、証券業界に対する信頼の回復、向上に向けた方策について検討する。

2. 取り組むべき課題

最近の事案における発生原因等を踏まえるとともに、併せて証券業界の信頼性向上を図る観点から次の課題について検討する。

(1) 事案の発生原因等の検証及び問題点の整理

(2) 再発防止及び信頼性向上に向けた方策

3. 検討事項及び時期

(1) 法人関係情報の管理態勢について

- ① 自主規制会議において、最近の事案に関する関係者等からの意見をヒアリングするとともに、そのヒアリング等を踏まえ、問題点等の論点整理を行う。
- ② 上記論点整理に基づき、自主規制会議及び下部ワーキング・グループで具体的な再発防止策について検討する。

(2) 顧客資産の保全に係る信頼性確保について

- ① 具体的な方策の案を提示し、その「実施の可否」、「実効性」などの観点から、すべての会員に対してアンケート調査を行う。
- ② アンケート調査で寄せられた意見を検証したうえで、具体的な方策についてさらに検討する。

(3) 経営者の高い倫理観等の醸成

経営者の高い倫理観、責任感を醸成するため、研修の見直しを行う。

(4) 検討の時期

速やかに検討を開始し、年内を目途に一定の結論を得る。

以 上

募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、いわゆる親引けをはじめとする、有価証券の引受けを行う際の配分に係る規制のあり方について検討するため、「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」を設置し、平成 23 年 10 月から 12 月にかけて 7 回にわたる議論の結果、平成 24 年 1 月 12 日に報告書「配分ルールのある方について」を取りまとめた¹。

今般、この報告書で議論の結果として導き出された方向性を自主規制規則において具体化するため、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部について改正することとする。

【以下における凡例】

「配分規則」：株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則

「引受規則」：有価証券の引受け等に関する規則

「引受細則」：「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則

II. 改正の骨子

1. 配分規則

- (1) 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならないこととする。

(第 2 条第 1 項)

- (2) 原則禁止とされている親引け²が例外的に許容される要件として、①当該親引けを行ったとしても前述(1)に反する配分にならないと当該引受会員が判断したこと、②当該株券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先の状況、当該親引けに係る株券等の譲渡制限、発行条件に関する事項、当該親引け後の大株主の状況、株式併合等の予定の有無及び内容、その他参考になる事項を、有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表すること、並びに、③当該募集に係る払込期日等から 180 日を経過する日まで継続して所有することの確約を主幹事会員が親引け予定先から書面により取り付けること、を掲げることとする。

(第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで)

¹ 報告書は、次の URL にて公表している。

http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/files/haibun_houkokusyo-1.pdf

なお、平成 24 年 1 月 17 日から同年 2 月 7 日まで、報告書についてパブリック・コメントを募集し、その結果は同年 3 月 1 日に次の URL にて公表している。

http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/files/houkokusho_kaitou.pdf

² 発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。

- (3) 並行第三者割当（引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、当該株券等の発行者が発行する株券等の第三者割当をいう。以下同じ。）が行われる場合、当該引受会員は当該発行者に対し、前述(2)①及び③の趣旨を尊重して当該並行第三者割当を行うよう要請しなければならないこととする。 (第2条第3項)
- (4) 後述(6)及び(7)により提供することとする配分先情報（後述(6)の配分先情報をいう。(5)において同じ。）に係る顧客（個人を除く。以下この(4)から(7)までにおいて同じ。）は、銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者（個人を除く。）及び投資法人の一部、保険会社並びに外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号の非居住者（個人を除く。）等とする。 ([改正後]第5条第1項)
- (5) 主幹事会員（主幹事会員が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社（以下この(5)において「代表主幹事会員」という。）。以下この(5)から(8)までにおいて同じ。）は、銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び投資法人のうち配分先情報に係る顧客とすることが適当である者を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われた後、遅滞なく、当該顧客の名称を他の引受会員（引受規則第2条第10号に規定する他の引受会員をいい、主幹事会員が2社以上ある場合は代表主幹事会員以外の主幹事会員を含む。以下この(5)から(7)までにおいて同じ。）に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならないこととする。 ([改正後]第5条第2項)
- (6) 他の引受会員は、引受けを行った株券等の配分（親引けによるものを除く。以下この(6)及び(7)において同じ。）を顧客に対し行った場合、当該顧客のうち前述(4)の顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報（(7)及び(8)において「配分先情報」という。）を、遅滞なく、主幹事会員に提供しなければならないこととする。 ([改正後]第6条)
- (7) 主幹事会員は、引受けを行った株券等の配分を顧客に対し行い、かつ、他の引受会員の全てから前述(6)による配分先情報の提供を受けた場合、当該顧客のうち前述(4)の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者（当該株券等が不動産投資信託証券である場合にあつては、当該不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社を含む。(8)において同じ。）に提供しなければならないこととする。 ([改正後]第7条)
- (8) 主幹事会員は、前述(7)により提供する配分先情報を発行者が受領する場合、当該配分先情報を漏えいすることのないよう当該発行者において適切に管理されることの確約を、当該発行者から書面により取り付けるものとする。 ([改正後]第8条)
- (9) 募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則に、配分先情報の提供の方法について規定するものとする。 ([改正後]第10条第2項第12号)
- (10) 株券等の配分に関する基本方針及び社内規則の本協会への提出を、本協会が求める場合に限ることとする。 ([改正後]第9条第3項及び第4項、[改正後]第10条第3項)
- (11) 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、親引けに関しては前述(2)に定めるところに、並行第三者割当に関しては前述(3)に定

めるところに、それぞれ準じるとともに、前述(4)から(8)までに定めるところに準じて配分先情報の発行者に対する提供が行われるよう、要請を行うものとする。

(〔改正後〕第14条)

- (12) 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、配分規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができることとするとともに、会員は、この報告又は資料の提出の求めに応じなければならないこととする。

(〔改正後〕第15条)

- (13) 不動産投資信託証券の募集又は売出しの取扱い（並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限る。）については、この規則を適用しないものとする。

(〔改正後〕第16条)

- (14) その他所要の規定の整備を図ることとする。

2. 引受規則、引受細則

- (1) 配分規則における前述1. の規定の整備に伴い、引受規則及び引受細則において公正な配分に関して定めている規定を削る。

(引受規則〔現行〕第5章、引受細則〔現行〕第15条)

- (2) 前述(1)に伴い、関係する規定につき、所要の整備を行うこととする。

(引受規則〔現行〕第2条第23号、〔改正後〕第36条第2項、〔改正後〕第39条第1号、第3号及び第8号、〔現行〕第39条第8号)

- (3) 引受審査に関する社内規則及び社内マニュアルの本協会への提出を、本協会が求める場合に限ることとする。

(引受規則第6条第4項)

- (4) 引受会員又は代表引受会員が株券等の募集の引受けを行う場合における当該株券等の募集に関する記者発表資料の提出を、新規公開において行うものに限ることとする。

(引受細則〔改正後〕第16条第1項第1号)

- (5) その他所要の規定の整備を図ることとする。

3. 「協会の従業員に関する規則」及び「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」

前述1. 及び2. に伴い、所要の規定の整備を図る。

(「協会の従業員に関する規則」第7条第3項第18号、「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第19条第2項)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 TEL 03-3667-8647

自主規制企画部 TEL 03-3667-8470（「協会の従業員に関する規則」のみ）

以 上



配分に係る規制の 見直しの概要

平成24年7月17日

日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association All Rights Reserved.

1. 配分に関する規則の構造



現行

引受規則第5章

第30条(円滑な消化の促進)
第31条第1項(配分の公平化)
第31条第2項(配分規則に基づく
適正な配分)
第31条第3項・第4項(親引け禁
止・例外要件)
第32条(並行第三者割当)

配分規則

公平な配分、新規公開時の一部
抽選、集中配分・不公正配分の禁
止、配分基本方針の策定・公表、
社内規則の制定、社内管理体制
の充実、記録の保存等、配分状況
の公表

見直し後

引受規則

配分規則

配分の基本精神規定、親引け規
制、並行第三者割当、新規公開時
の一部抽選、集中配分・不公正配
分の禁止、配分先情報の提供、配
分基本方針の策定・公表、社内規
則の制定、社内管理体制の充実、
記録の保存等、配分状況の公
表、...

親引けガイドライン

親引けに当たっての留意点

配分先情報の提供に関するガイドライン

配分先情報の提供に関する考え方

2. 配分に関する基本精神規定の見直し

現行

引受規則第30条

…市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、…円滑な消化に努めなければならない。

引受規則第31条第1項

…個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。

配分規則第2条

…株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公平を旨とする配分を行うこととする。

改正後

配分規則第1条

…当該株券等の円滑な消化を図りつつ、顧客への適切な配分を実現することを目的とする。

配分規則第2条第1項

…市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならない。

3. 親引け規制の枠組みの見直し

引受規則第31条第3項(REIT以外の株券等)・第4項(REIT)

現
行

原則禁止

例外許容要件(REIT以外の株券等の場合)

★【次のいずれかに該当する親引けであること】

- ① 連結関係又は持分法適用関係の維持
- ② 企業グループ全体での持株比率の維持
- ③ 業務提携の関係にある株主によるその持株比率の維持又は当該関係形成のために必要な場合
- ④ 持株会等を対象とする場合
- ⑤ ストック・オプション目的で発行者の役員及び従業員に新株予約権を配分する場合



【親引けに関する開示】

配分規則第2条第2項

改
正
案

原則禁止

例外許容要件

【公正性等配分規則の趣旨に反しない親引けであると引受会員が判断】

+

【親引けに関する開示】

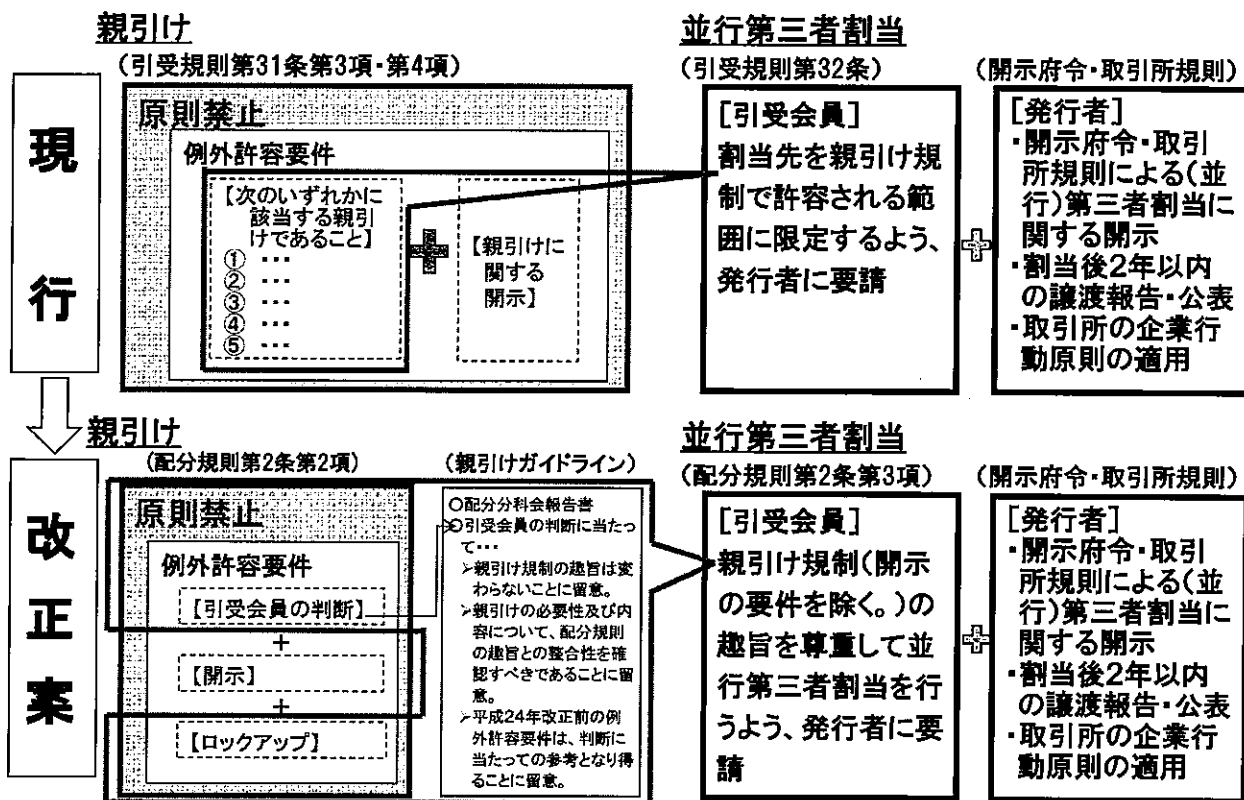
+

【ロックアップ】

親引けガイドライン

- 平成24年改正の方向性は配分分科会報告書が示したところに拠っている。
- 親引けの是非についての引受会員の判断に当たって…
 - 親引け規制の趣旨は変わらないことに留意。
 - 親引けの必要性及び内容について、親引け先による中長期的かつ安定的な保有の見込みも勘案しながら、例えば、当該投資家による発行者の経営に対する一定の関与の有無、当該親引けによる発行者の企業価値向上の可能性の有無、当該親引けの背景における支配権争いの要素の有無等の観点で、配分規則の趣旨との整合性を確認すべきであることに留意。
 - 平成24年改正前における例外許容要件(REIT以外の株券等にあっては、左上の★印の枠内)は、判断に当たっての参考となり得ることに留意。

4. 並行第三者割当規制の枠組みの見直し



5-1. 配分先情報提供:発行決議(決定)後、遅滞なく

①【主幹事会員】(配分規則第5条第2項)

銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び投資法人のうち、発行者に提供する配分先情報の対象とする顧客を定める。

発行者

②【主幹事会員】(配分規則第5条第2項)

①で定めた顧客を他の引受会員に通知。

主幹事会員

他の引受会員

他の引受会員

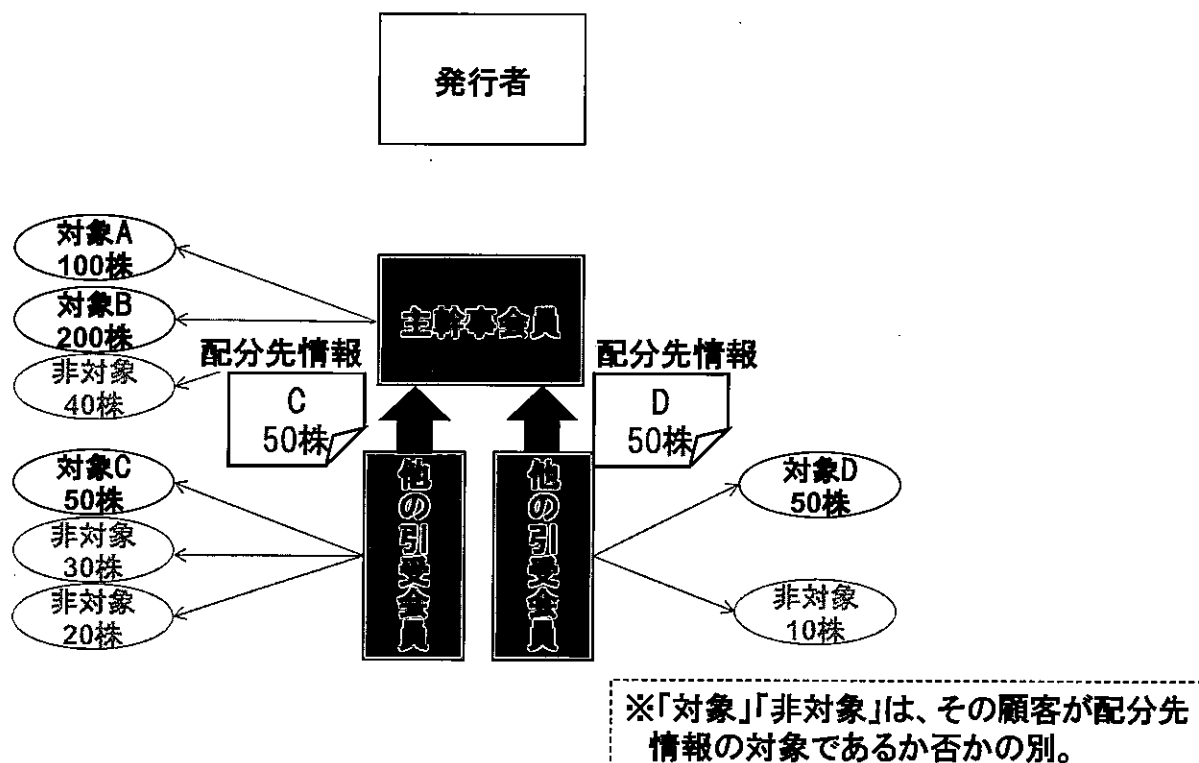
③【主幹事会員】

(配分規則第5条第2項)

①で定めた顧客を協会に届出。

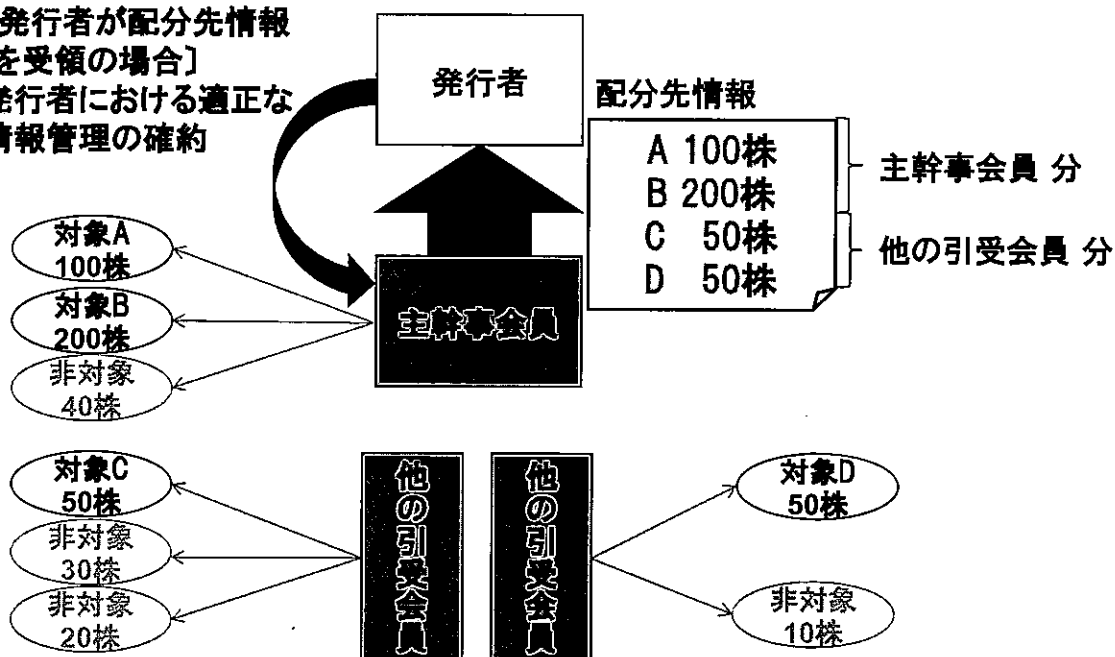
協会

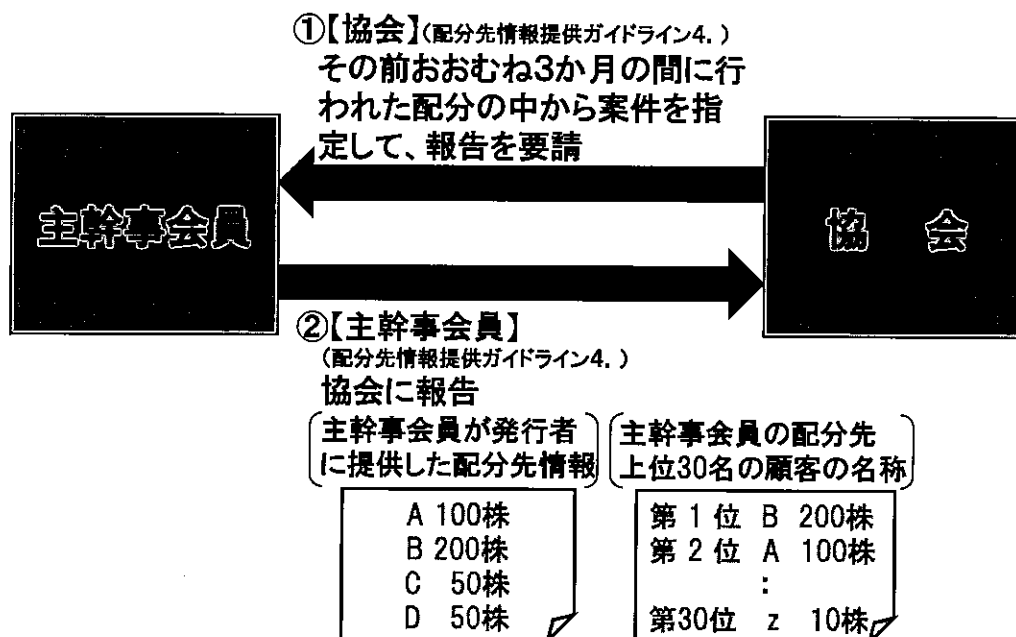
5-2. 配分先情報提供:他の引受会員から主幹事会員への情報提供



5-3. 配分先情報提供:主幹事会員から発行者への情報提供 発行者による適正な情報管理の確約

〔発行者が配分先情報を受領の場合〕
発行者における適正な
情報管理の確約





自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 24 年 7 月 17 日
日本証券業協会

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」（平成 22 年 6 月 29 日）における提言を受け、実効性のある自主規制規則の制定等を目的として、平成 23 年 1 月 18 日、「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を取りまとめたところであります。

この基本的考え方「4. 規則の見直し」において「定期的（年 1 回程度）に、協会員等に対して規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管委員会等において審議を行い、見直しを行う」ことが謳われたことを踏まえまして、本年 4 月 17 日から 5 月 18 日までの間、協会員各社に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集いたしました。

この間に協会員より寄せられた提案は、下記 9 件（協会員 7 社からの提案）であります。

今般、これらの提案を受けまして、下記のとおり、自主規制規則の見直しに関する検討計画を取りまとめました。

記

1. 規制の見直しの検討に着手する事項等

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を得る予定)
1	適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等について、上場前の勧誘制限を緩和すること。 【外国証券の取引に関する規則】	●当該規制の趣旨が未公開株詐欺の防止を意図したものであるのなら、「適格外国金融商品市場において取引が行われることが当該適格金融商品市場又は当該市場を監督する監督官庁若しくはそれに準ずる機関により公表又は承認されていること」という要件が満たされれば目的を果たすと考えられるため、現行の勧誘制限を緩和すべきと考える。	⇒ 「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。
2	「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の施行を受け、過去に制定した暴力団排除に関する理事会決議の見直しを行うこと。 【暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について】（平成 3 年 11 月 20 日理事会決議）、「証券会社の顧客管理等に関する行	●平成 22 年 7 月 1 日から「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」が施行されており、制定時の会員通知では、『この制定等に伴い、「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」（平成 3 年 11 月 20 日理事会決議）及び「証券会社の顧客管理等に関する行為基準」（平成 9 年 8 月 8 日理事会決議）は 1 年後を目途に所要の手続きを経た上で廃止する予定』となっているため、同理事会決議について現状に即した対応を要望する。	⇒ 「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を得る予定)
	為基準（平成 9 年 8 月 8 日理事会決議） ※平成 22 年 7 月から「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」が施行されている。		
3	アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合に、「生計を一にする家族又は同居している家族」の保有分も含めてアナリスト・レポートに表示することになっているが、この点を改め、アナリストの家族の保有分については、アナリスト自身がその家族の投資判断に関与している場合に限定すること。 【「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方（ガイドライン）】	●昨今、インターネット取引が普及し、アナリストの配偶者や子供が特にアナリスト本人に相談することなく取引を行っているケースも多いと考えられる。このようにアナリストが投資判断や取引そのものに全く関与していない状況においては、家族であるというだけで重大な利益相反の関係にあるとまでは言えないと考えられ、過大な開示義務を課していることになっているのではないかと考えられる。	⇒ ワーキング・グループ（新設を含め検討）において検討し、結論を得る。
4	利益相反事項の開示方法として、レポートに記載する方法の代わりに、ホームページ上に利益相反事項を全て掲載した上でレポートにはリンク先のアドレスのみを示すなどの方法を選択することも可能であることを明記すること。 【「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方（ガイドライン）】	●現在の規制は利益相反事項のうち一部についてのみホームページによる開示を認めているため、その他についてはレポートに記載することによる開示が必要となる。そのため、現在のアナリスト・レポートの利益相反事項は、ホームページで閲覧に供されている事項とレポートに記載されている事項が分離して開示されている状態になっている。全ての利益相反事項を一覧として開示できるようになることは読み手の便宜に資するものと考えられる。	⇒ ワーキング・グループ（新設を含め検討）において検討し、結論を得る。
5	従業員持株会等の臨時拠出金について、株	●株主割当の有償増資に関し、臨時拠出金としての払込上限が設けられる	⇒ ◆左記の提案を実現するためには、法令改正を伴うことか

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに結論を得る予定)
	主割当有償増資(ライツオファリングを含む。)の場合の上限(1会員1回につき100万円)を撤廃すること(法令改正要望含む。) 【持株制度に関するガイドライン】	ことによって、一般既存の株主との間で不公平な取扱いとなってしまうことから、当該上限を撤廃するべきと考える。 なお、本件の改正に当たっては、集団投資スキームからの適用除外を継続するために、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第6条第2項の改正も必要となるために、当該改正の要望を提示していくことも必要と考える。	ら、「国民の声」規制・制度改革集中受付に意見を提出するなど、証券戦略会議事務局と連携して、対応を図る。 ◆また、法令改正の実現を受け、必要に応じて、「持株制度に関するワーキング・グループ」においてガイドラインの改正を検討し、結論を得る(結論を得る時期は未定)。
6	非対面取引における仮名取引排除に関して、何らかのガイドラインを制定すること。 【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則等】	●対面取引に関しては、常時顧客との直接的接触があり仮名取引を認知できるが、非対面取引では、仮名取引を判別できないのではないかと。非対面取引における仮名取引排除に関して、何らかのガイドライン(例えば一定額以上の取引のある顧客に対して面談を義務付ける等)を制定すべきと考える。	⇒ ◆本協会は、今般の犯罪収益移転防止法の改正(「なりすましの疑いがある取引」や「過去の契約時確認の際に偽っていた疑いがある顧客との取引」等)に関しては厳格化が図られている。)を受け、協会員向けのQ&A等の検討に着手しているところであり、同法の改正に関して、周知徹底を図る(平成24年度中を目途)。 ◆また、「インターネット証券会社における本人確認方法について」(平成17年4月インターネット証券評議会作成)についても、犯罪収益移転防止法の改正などを受け、同評議会に対し見直しの是非の検討を依頼する。 ◆同評議会での検討結果を受け、自主規制企画分科会でもさらなる検討を行う。

II. 検討を見送る事項

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
7 8 9	上場CFD取引に係る勧誘規制を撤廃すること。 【CFD取引に関する規則】	●東京金融取引所に上場されている株価指数証拠金取引(株365)は、近時市場規模の拡大が続く有望な商品である。上場CFD取引は既存株価指数先物と同質の商品性を有し、また、上場CFD取引を取り扱う業者は、第一種金融商品取引業者の登録、貴協会及び取引所による監督を受けることか	以下の理由から、検討を見送ることとする。 <理由> ◆CFD取引はその商品性等においてFX取引(外為証拠金取引)と類似した特徴を持つことから、過去にFXにおいて過度の勧誘が行われて社会問題化し、法令で一定の

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
		ら、上場 CFD 取引に係る再勧誘禁止等は、過度な勧誘規制であると思料する。上場 CFD 取引の販売に際し、既存株価指数先物取引にはない協会の勧誘規制により、十分な説明機会が設けられないとすれば、投資者にとって、商品の選択肢を狭めることとなる。ついで、既存株価指数先物取引と同様の有価証券関連の市場デリバティブ取引として、上場 CFD 取引に対する過度な勧誘規制を廃止すべきと考える。	勧誘規制が設けられたという事実を鑑み、ATC（問題の早期発見、アヘッド・オブ・ザ・カーブ）の観点から、CFD 取引において、将来的に起こり得る不測の事態に対する未然防止を図るため、FX 取引に対する勧誘規制と同等の規制を設けることとしたものである。 ◆CFD 取引に係る勧誘規制はこうした趣旨により導入されたという背景があること、また、投資家保護の一層の充実を図る観点から、CFD 取引を含むデリバティブ取引全般について勧誘規制が強化された昨年以降、これを見直すべき市場環境等の変化は見られないため、現時点で見直しは必要ないと考える。

以 上

i 「CFD 取引」とは、金融商品や金融指標を参照原資産としたデリバティブ（金融派生）商品で、取引開始時の約定価格と取引終了時の約定価格との差額により決済が行われる差金決済取引（Contract for Difference : CFD）をいう。証拠金取引であるためレバレッジ（てこ）を効かせることで、証拠金より大きな金額の取引が可能となる点が特徴である。

資料6-1

ライツ・オファリングにより割当てられた新株予約権証券 に関する顧客への情報提供のあり方について

平成 24 年 7 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

本年6月29日に開催されたATCワーキング・グループにおいて、「ライツ・オファリングにより割当てられた新株予約権証券に関する顧客への情報提供のあり方」に関して議論いたしました結果、下記の提言がございましたので、御報告申し上げます。

記

【提言内容】

- ・以下の事項について、自主規制における対応や発行会社との連携などに関して、エクイティ分科会の下部に設置している「引受けに関するワーキング・グループ」での検討が適当である。
- 「コミットメント（引受け）を行った証券会社以外の証券会社」における新株予約権証券の権利行使、売買等に関する顧客からの問い合わせ対応 等

以 上

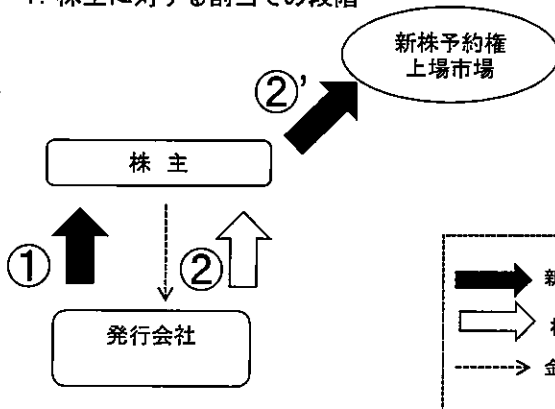
ライツ・オフリングにより割当てられた新株予約権証券に関する顧客への情報提供のあり方について

平成24年7月
日本証券業協会

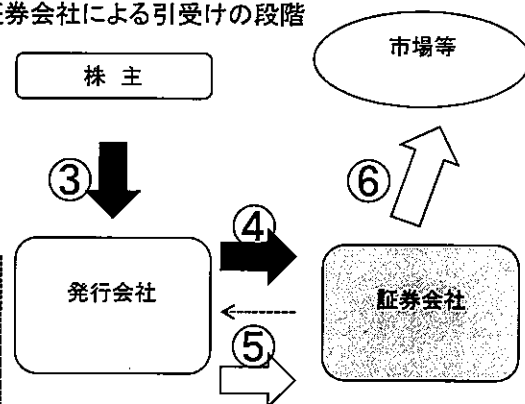
JSDA

- 「ライツ・オフリング」とは、株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資手法。
- 株主は割り当てられた新株予約権を行使して金銭を払い込み、株式を取得する（株主は、新株予約権を行使せずに市場で売却することも可能）。
- 権利の希薄化を嫌う株主は新株予約権の行使により希薄化を回避でき、追加出資を嫌う株主は新株予約権を売却することができる。
- 「コミットメント型」とは、証券会社がライツ・オフリングでは、権利行使がなされなかった新株予約権について、発行者が取得条項に基づき取得した上で証券会社に売却し、当該証券会社が権利行使をして取得した株式を市場等で売却するというスキームをいう。以下が、その概要。

1. 株主に対する割当ての段階

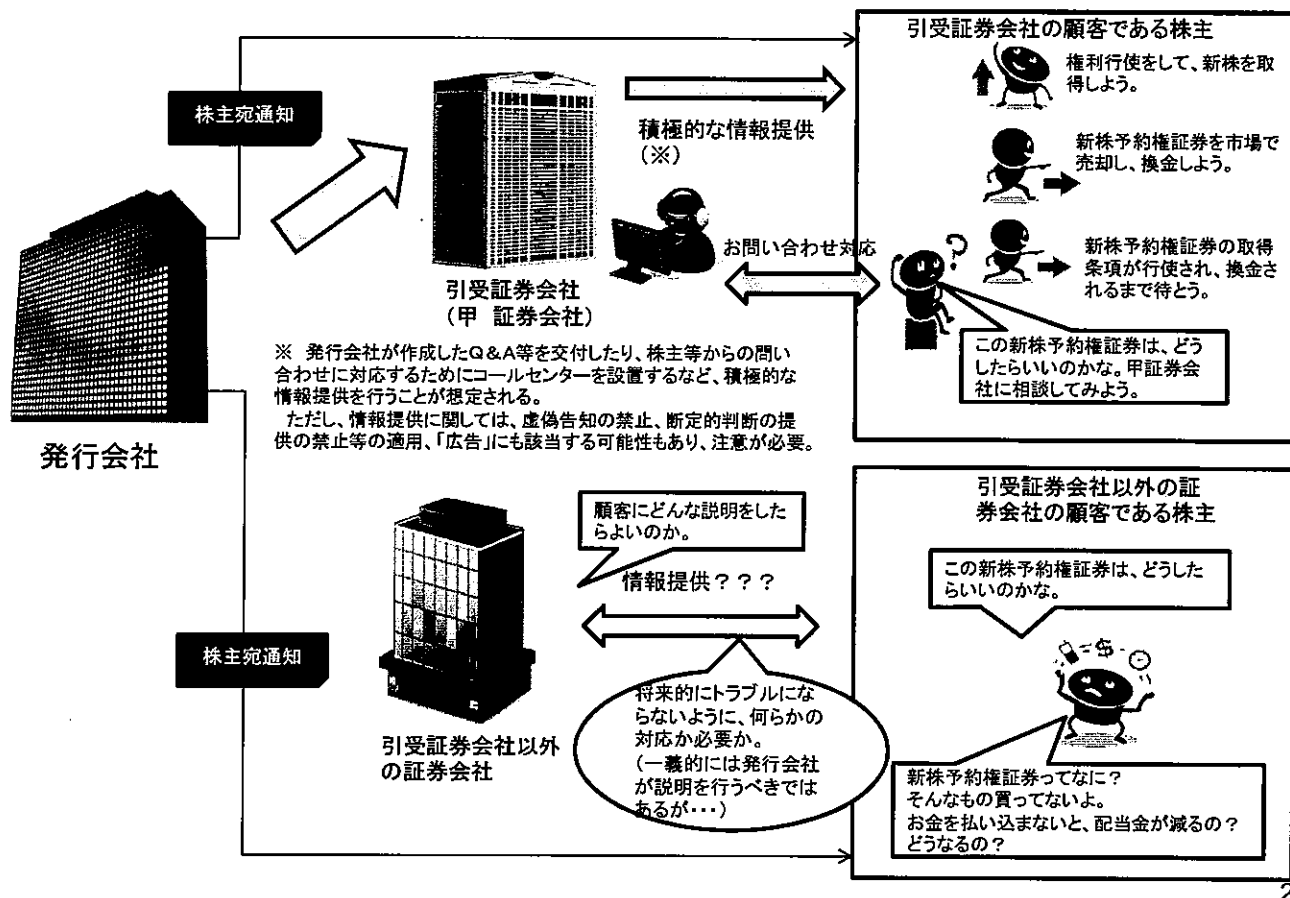


2. 証券会社による引受けの段階



- ① 発行会社は、新株予約権の株主無償割当てを実施
- ② 株主は、新株予約権を行使して金銭を払い込み、株式を取得
- ②' 追加出資を嫌う株主は、新株予約権を市場売却

- ③ 発行会社は、株主が行使しなかった新株予約権を取得
- ④ 発行会社は、取得した新株予約権を証券会社に売却
- ⑤ 証券会社は、新株予約権を行使して金銭を払い込み、株式を取得
- ⑥ 証券会社は、取得した株式を市場等へ売却



2

・ライツ・オファリングにより割当てられた新株予約権証券に関する顧客への情報提供のあり方について

以下の事項について、自主規制における対応や発行会社との連携などに関してエクイティ分科会の下部に設置している「引受けに関するワーキング・グループ」での検討を依頼する。

- 「コミットメント(引受け)を行った証券会社以外の証券会社」における新株予約権証券の権利行使、売買等に関する顧客からの問い合わせ対応 等

資料 7

平成24年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成24年6月度月次速報版）

平成24年7月17日
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	24年度 上期累計	上期月平均 (累計/月数)
相 談	253	333	392				978	326.0
取引制度に関する相談	61	77	113				251	83.7
勧誘に関する相談	91	139	138				368	122.7
売買取引に関する相談	50	55	67				172	57.3
事務処理に関する相談	25	26	19				70	23.3
その他の相談	26	36	55				117	39.0
苦 情	87	96	80				263	87.7
勧誘に関する苦情	52	50	40				142	47.3
売買取引に関する苦情	14	22	24				60	20.0
事務処理に関する苦情	12	14	6				32	10.7
その他の苦情	9	10	10				29	9.7
あっせん	19	28	19				66	22.0
勧誘に関する紛争	15	25	19				59	19.7
売買取引に関する紛争	3	2	0				5	1.7
事務処理に関する紛争	1	1	0				2	0.7
その他の紛争	0	0	0				0	0.0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 23年度下期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	23年度 下期累計	下期月平均 (累計/月数)
相 談	451	340	434	350	343	406	2,324	387.3
取引制度に関する相談	122	116	127	120	89	111	685	114.2
勧誘に関する相談	137	129	154	118	113	131	782	130.3
売買取引に関する相談	96	47	74	53	72	57	399	66.5
事務処理に関する相談	43	23	31	23	20	31	171	28.5
その他の相談	53	25	48	36	49	76	287	47.8
苦 情	116	112	119	105	97	101	650	108.3
勧誘に関する苦情	80	73	72	62	50	57	394	65.7
売買取引に関する苦情	28	19	22	31	26	26	152	25.3
事務処理に関する苦情	3	17	18	4	13	7	62	10.3
その他の苦情	5	3	7	8	8	11	42	7.0
あっせん	36	33	32	17	25	24	167	27.8
勧誘に関する紛争	25	30	29	13	23	21	141	23.5
売買取引に関する紛争	11	3	1	4	2	3	24	4.0
事務処理に関する紛争	0	0	2	0	0	0	2	0.3
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 23年度及び前年度(22年)の状況
(単位:件)

	23年度 累計	23年度 月平均
相 談	4,358	363.2
取引制度に関する相談	1,309	109.1
勧誘に関する相談	1,365	113.8
売買取引に関する相談	802	66.8
事務処理に関する相談	388	32.3
その他の相談	494	41.2
苦 情	1,205	100.4
勧誘に関する苦情	692	57.7
売買取引に関する苦情	286	23.8
事務処理に関する苦情	134	11.2
その他の苦情	93	7.8
あつせん	308	25.7
勧誘に関する紛争	267	22.3
売買取引に関する紛争	35	2.9
事務処理に関する紛争	6	0.5
その他の紛争	0	0.0

(単位:件)

22年度 累計	22年度 月平均
4,099	341.6
1,487	123.9
974	81.2
567	47.3
454	37.8
617	51.4
1,009	84.1
498	41.5
257	21.4
141	11.8
113	9.4
239	19.9
184	15.3
47	3.9
3	0.3
5	0.4

2. 商品別処理状況(24年6月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	6月度 合計
相 談	135	103	111	3	1	1	38	392
取引制度に関する相談	41	31	26	1	0	1	13	113
勧誘に関する相談	32	46	52	2	0	0	6	138
売買取引に関する相談	34	15	17	0	1	0	0	67
事務処理に関する相談	10	3	1	0	0	0	5	19
その他の相談	18	8	15	0	0	0	14	55
苦 情	28	23	21	0	0	2	6	80
勧誘に関する苦情	12	15	10	0	0	2	1	40
売買取引に関する苦情	10	5	8	0	0	0	1	24
事務処理に関する苦情	3	0	1	0	0	0	2	6
その他の苦情	3	3	2	0	0	0	2	10
あっせん	2	6	9	1	0	1	0	19
勧誘に関する紛争	2	6	9	1	0	1	0	19
売買取引に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成24年度(平成24年4月～6月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	321	259	303	11	2	2	80	978
取引制度に関する相談	97	69	54	2	0	2	27	251
勧誘に関する相談	67	128	158	3	1	0	11	368
売買取引に関する相談	79	38	47	3	1	0	4	172
事務処理に関する相談	38	7	11	3	0	0	11	70
その他の相談	40	17	33	0	0	0	27	117
苦 情	79	74	69	5	0	15	21	263
勧誘に関する苦情	23	53	47	2	0	14	3	142
売買取引に関する苦情	30	14	14	1	0	0	1	60
事務処理に関する苦情	17	1	3	2	0	0	9	32
その他の苦情	9	6	5	0	0	1	8	29
あっせん	11	14	25	4	0	12	0	66
勧誘に関する紛争	6	13	24	4	0	12	0	59
売買取引に関する紛争	4	0	1	0	0	0	0	5
事務処理に関する紛争	1	1	0	0	0	0	0	2
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 男女別処理状況(24年6月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	6月度 合計
相 談	194	170	28	392
取引制度に関する相談	65	39	9	113
勧誘に関する相談	67	63	8	138
売買取引に関する相談	24	37	6	67
事務処理に関する相談	12	6	1	19
その他の相談	26	25	4	55
苦 情	48	27	5	80
勧誘に関する苦情	17	18	5	40
売買取引に関する苦情	18	6	0	24
事務処理に関する苦情	6	0	0	6
その他の苦情	7	3	0	10
あっせん	8	9	2	19
勧誘に関する紛争	8	9	2	19
売買取引に関する紛争	0	0	0	0
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成24年度(平成24年4月～6月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	508	420	50	978
取引制度に関する相談	149	88	14	251
勧誘に関する相談	187	167	14	368
売買取引に関する相談	65	96	11	172
事務処理に関する相談	44	20	6	70
その他の相談	63	49	5	117
苦 情	153	85	25	263
勧誘に関する苦情	72	50	20	142
売買取引に関する苦情	41	19	0	60
事務処理に関する苦情	23	8	1	32
その他の苦情	17	8	4	29
あっせん	26	25	15	66
勧誘に関する紛争	21	23	15	59
売買取引に関する紛争	3	2	0	5
事務処理に関する紛争	2	0	0	2
その他の紛争	0	0	0	0

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成 24 年 4 月～6 月）について

平成 24 年 7 月 17 日

日本証券業協会

当センターに寄せられた情報について

- ① 平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までに寄せられた通報総件数は 1,207 件、1 日あたり平均通報件数は約 19 件。（前年同期：通報総件数 1,519 件、1 日平均約 25 件）
- ② 勧誘形態は、仲介業者を通じて勧誘するケースが約 83 パーセント、未公開会社自身が募集を行うケース（自己募集）によるものが約 17 パーセント。
- ③ 通報者の約 65 パーセントが 70 歳以上の高齢者で、60 歳代までを含めると約 89 パーセントを占める。
- ④ 商品別では、「その他」に分類される通報が最も多く、6 割を超えている。
その他の内訳をみると、かつて通報者が購入した未公開株式等に関する「買取・被害回復」を持ちかけられたという通報が約 8 割と大半を占めており、そのうちの約 4 割のケースでは手数料などの名目で何らかの金銭を要求されている。
「買取・被害回復」に係る通報以外の約 2 割の部分については、投資事業組合出資証券、リゾート会員権、合同会社の社員権、アフガニスタン「アフガニ」等の外国為替取引に係る通報である。
- ⑤ 被害金額は、4 月～6 月累計で約 13 億 5,630 万円。商品別では、株式に係る被害金額が約 5 割であり、その額は約 6 億 7,130 万円となっている。
なお、6 月の被害金額は、約 1 億 7,342 万円で、5 月の被害金額約 4 億 3,363 万円から大幅に減少している。
また、6 月の 1 通報あたり（被害金額を聴取している通報に限る）の平均被害金額は約 275 万円、1 通報における最大の被害金額は約 2,500 万円（ファンドの購入）である。
- ⑥ 勧誘手口からみると、電話だけで被害に遭うケースが約 74 パーセントであり、ダイレクトメールと電話の組合せで被害に遭うケースを含めると約 98 パーセントとなっている。
- ⑦ 勧誘経緯からみると、複数の人間が登場し一人の消費者をだます“劇場型”と呼ばれるケースや、金融庁・証券取引等監視委員会等の公的機関や証券会社等を騙り消費者を安心させた上で取引を勧誘するケースの他、既に未公開株等を保有している消費者（一度被害にあった消費者も含む）に買い取りや被害回復を持ちかける

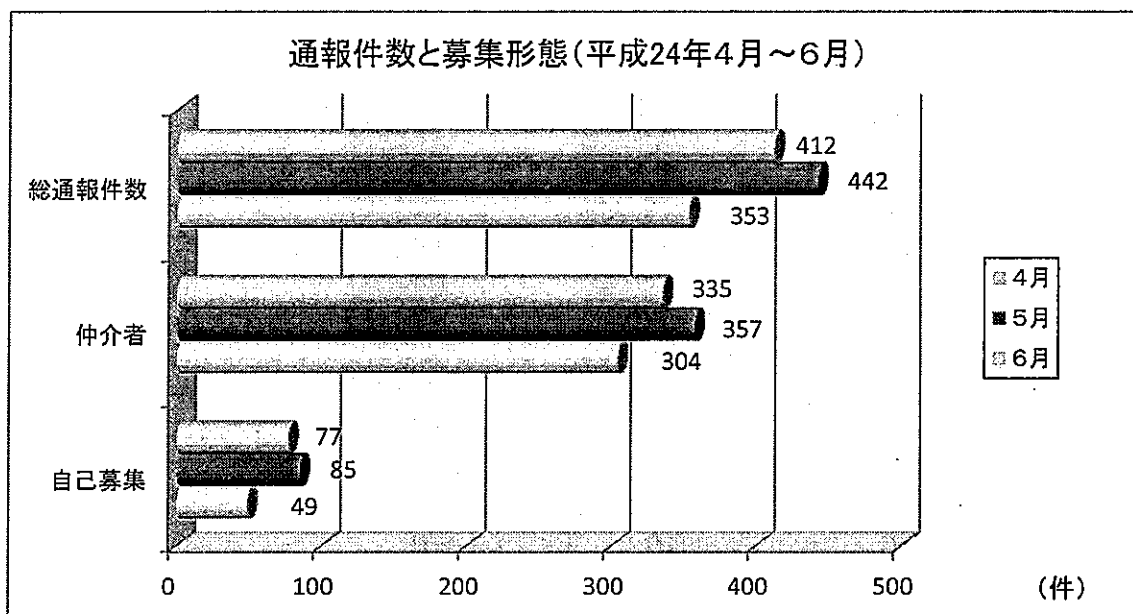
『二次被害』が増加している。

- ⑨ 証券会社との取引がある方からの通報件数（6月）は353件中155件（約44パーセント）であり、そのうち、被害金額を聴取している通報件数は155件中17件（約11パーセント）、被害金額は約1億7,342万円中約4,764万円（約27パーセント）である。商品別の被害金額では、未公開株が約873万円、社債が約2,050万円、その他が約1,840万円である。

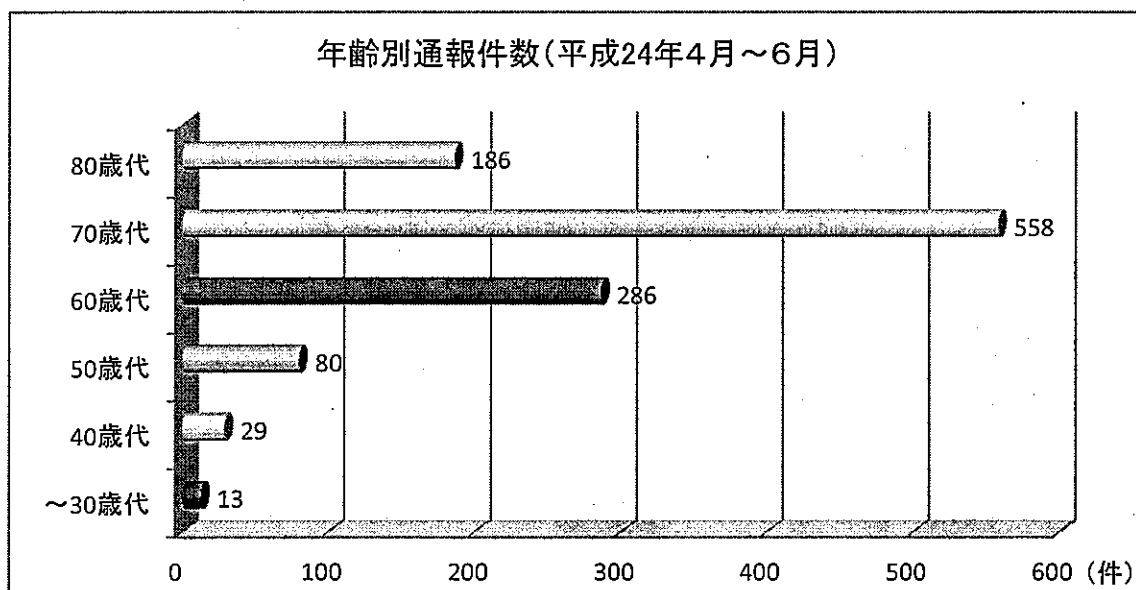
以 上

未公開株コールセンターへ寄せられた通報状況（平成24年4月～6月）

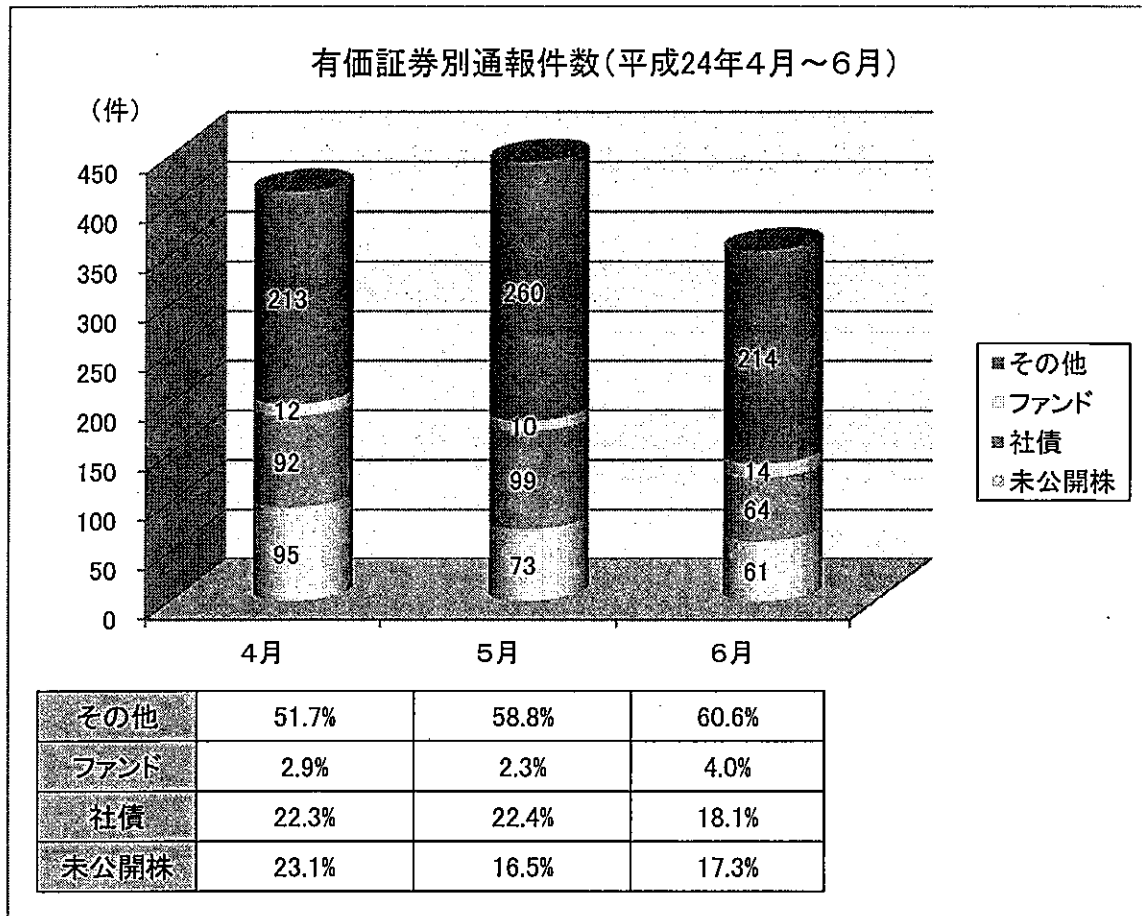
1. 通報件数と募集形態



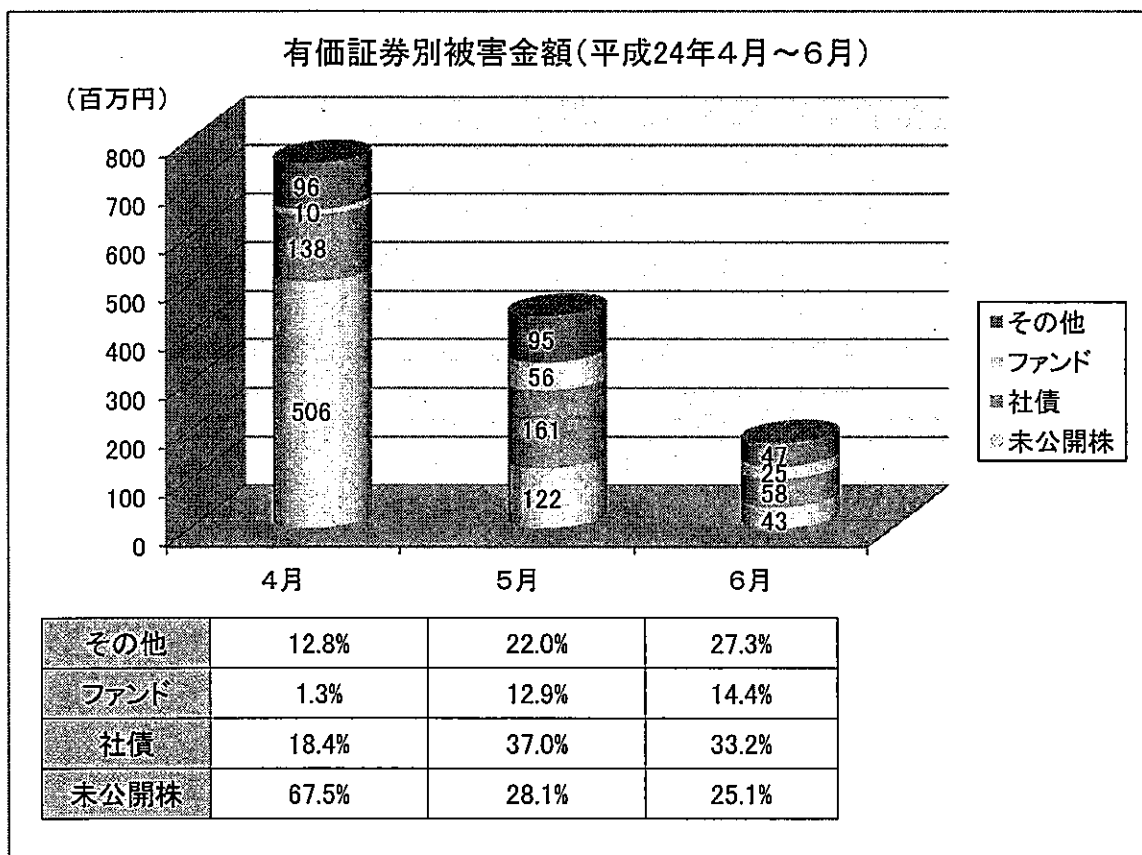
2. 通報者年齢



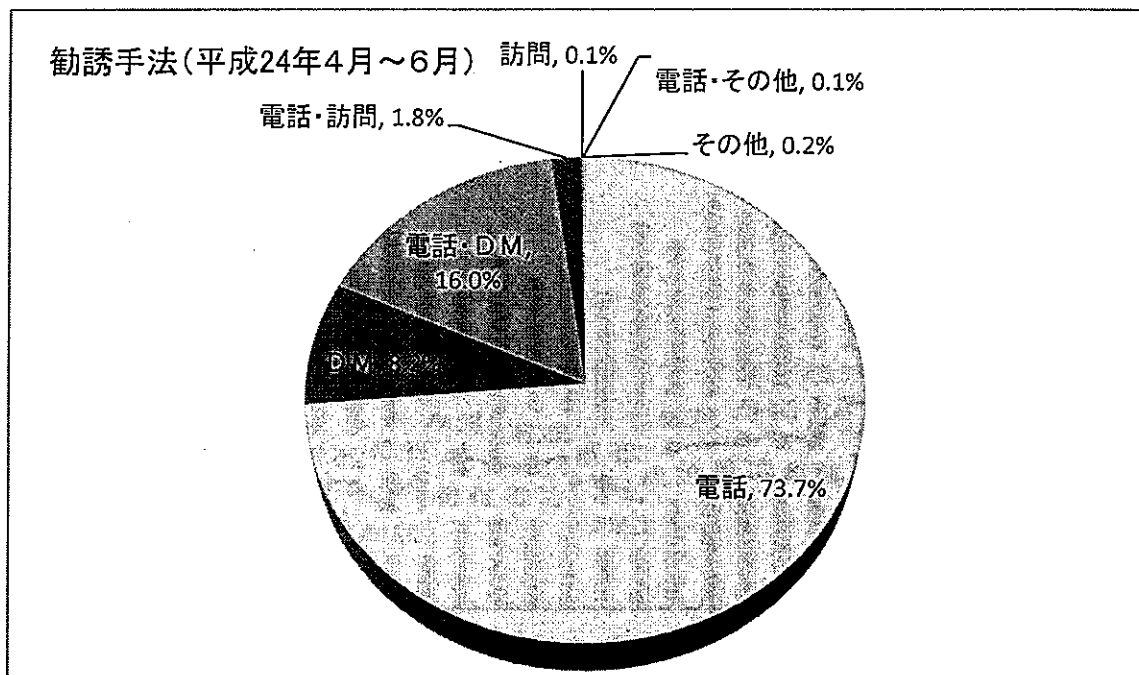
3. 被害対象有価証券等



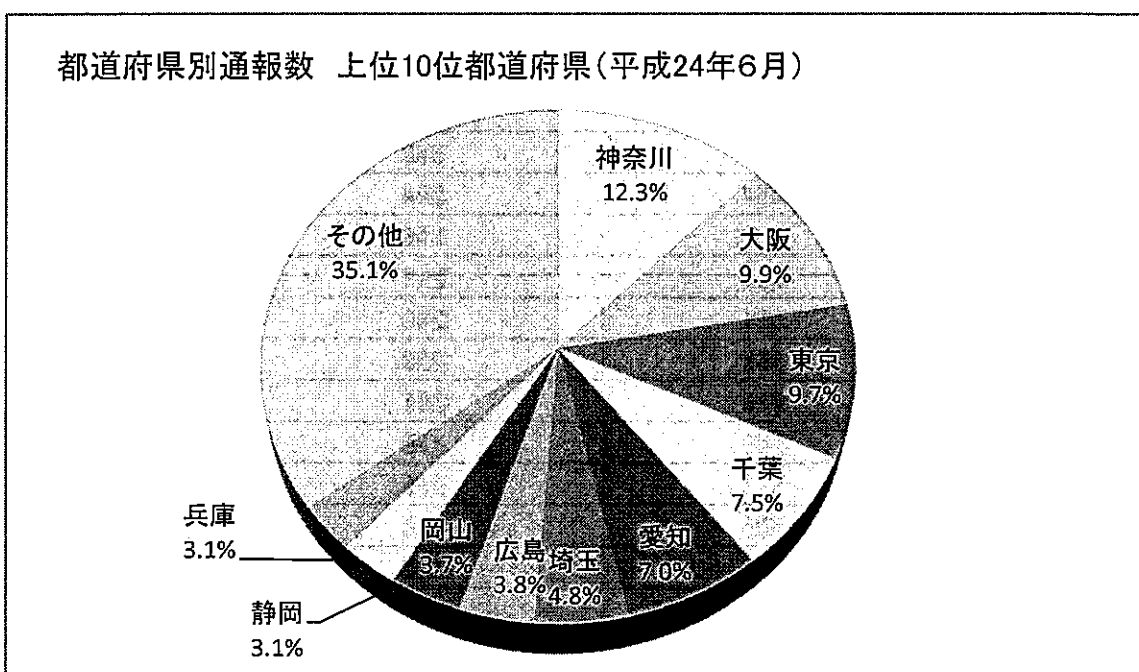
4. 有価証券別被害金額



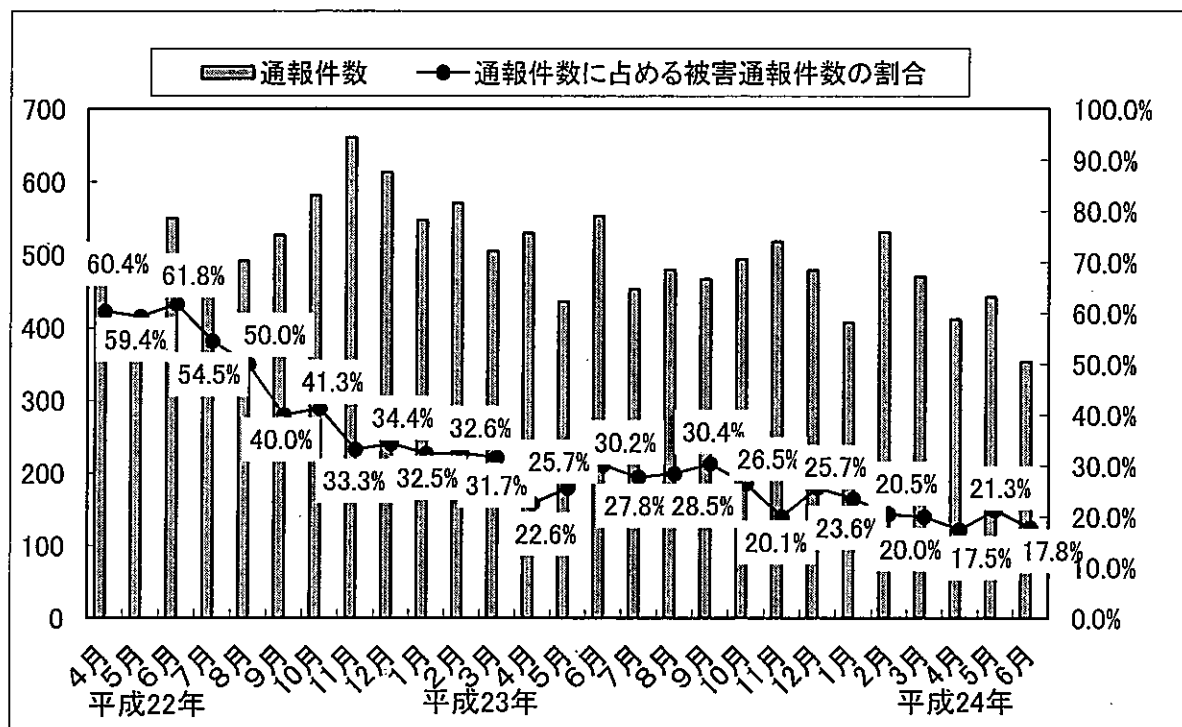
5. 勧誘手口



6. 都道府県別通報件数



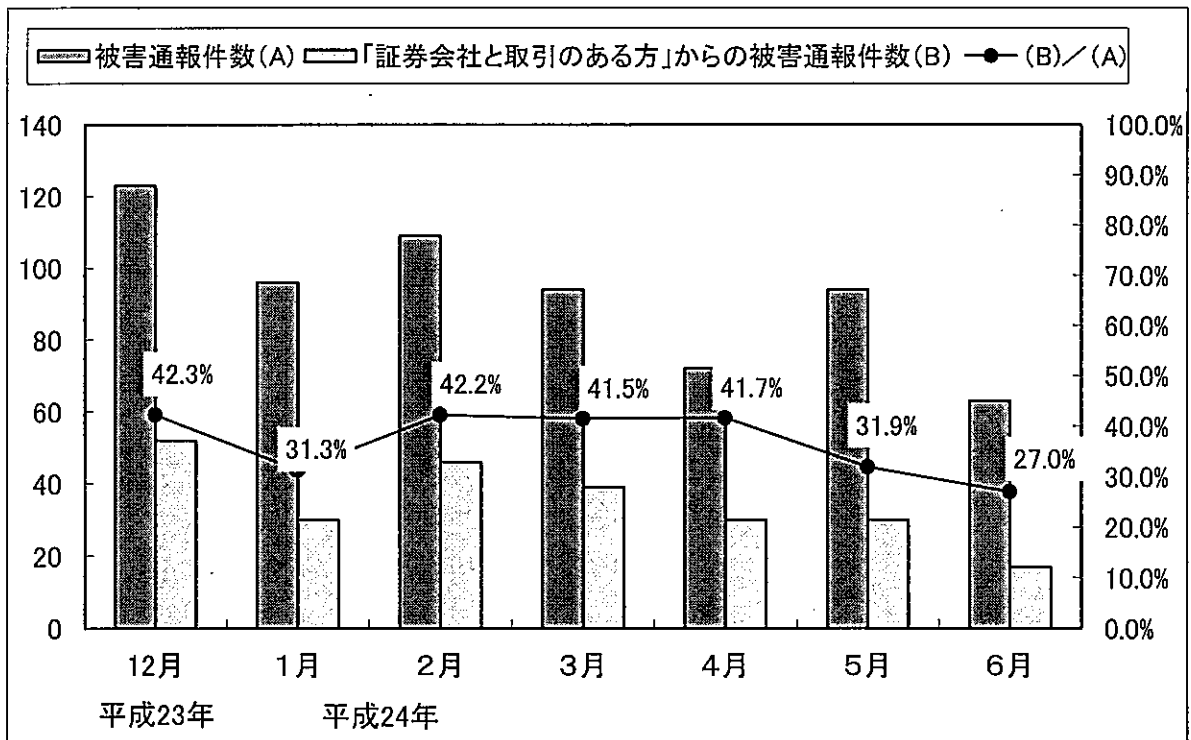
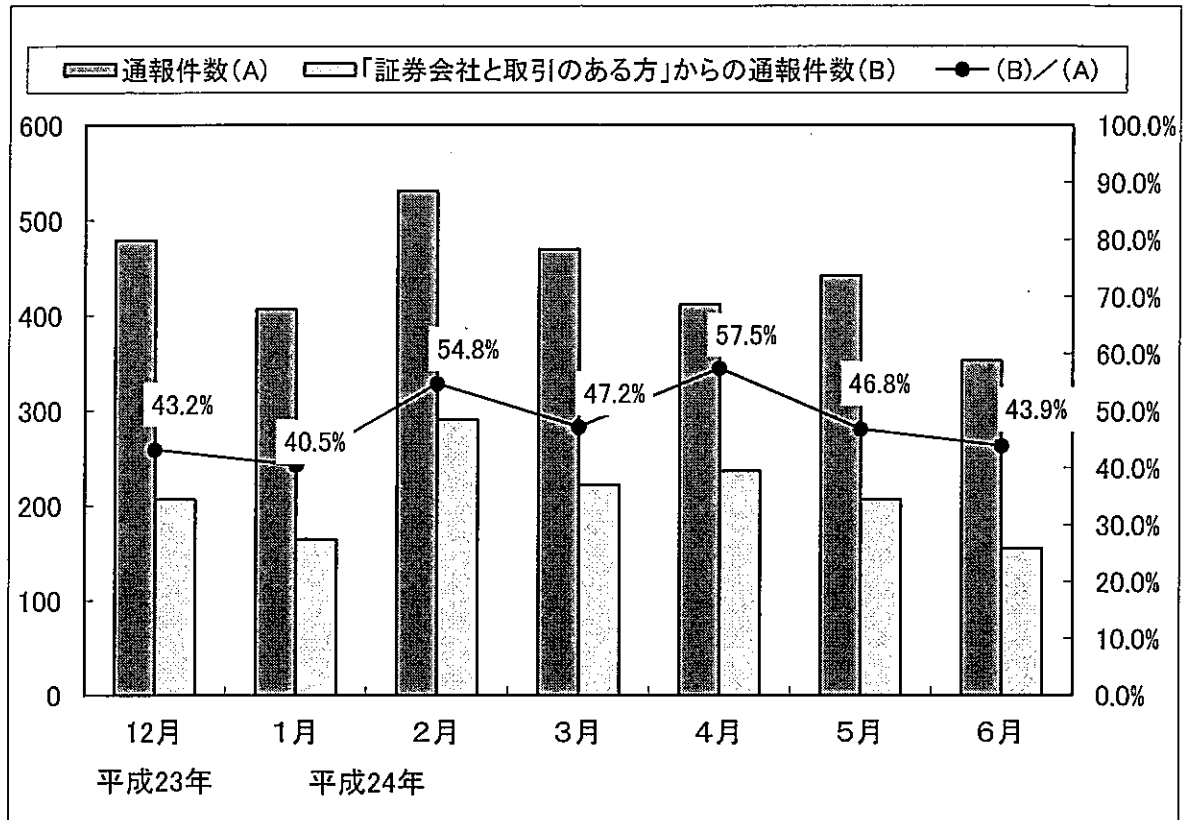
7. 通報件数に占める被害通報件数



(単位: 件)

年月	通報件数(A)	被害通報件数(B)	(B)/(A)
2010	4月	279	60.4%
	5月	212	59.4%
	6月	340	61.8%
	7月	264	54.5%
	8月	246	50.0%
	9月	211	40.0%
	10月	240	41.3%
	11月	220	33.3%
	12月	211	34.4%
2011	1月	178	32.5%
	2月	186	32.6%
	3月	160	31.7%
	4月	120	22.6%
	5月	112	25.7%
	6月	167	30.2%
	7月	126	27.8%
	8月	137	28.5%
	9月	142	30.4%
	10月	131	26.5%
	11月	104	20.1%
	12月	123	25.7%
2012	1月	96	23.6%
	2月	109	20.5%
	3月	94	20.0%
	4月	72	17.5%
	5月	94	21.3%
	6月	63	17.8%

8. 「証券会社と取引がある方」からの通報件数



以 上